

# ○東京藝術大学奏楽堂使用規則

〔平成11年3月25日〕  
制 定

改正 平成14年3月26日 平成25年3月7日  
平成25年10月24日 平成28年1月12日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学奏楽堂（以下「奏楽堂」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奏楽堂は、本学の教育研究活動及び本学が主催する行事に使用するとともに、芸術文化の普及振興に寄与することを目的とする。

(奏楽堂の使用)

第3条 奏楽堂は、前条の目的のため次の活動に使用する。

- (1) 本学が主催する演奏会、講演会
- (2) 本学の入学試験、卒業演奏等、教育及び研究、公式行事
- (3) 本学が外部団体等と共同で開催する演奏会等

2 学長は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合には、本学の教育研究に支障のない範囲内で奏楽堂の使用を許可することができる。なお、この場合の使用手続等に関しては、東京藝術大学建物等貸付要領によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体若しくは社会福祉団体がその施策の普及宣伝その他公共目的のために使用する場合
- (2) 学会・学術団体等が講演会又は研究会等に使用する場合
- (3) 前2号の他、特に学長が必要と認める場合

(使用期間)

第4条 奏楽堂の使用期間は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

使用期間 1月4日から12月28日までとする。

(使用計画)

第5条 第3条第1項の規定により奏楽堂を使用する場合は、原則として使用日の属する年度の前々年度の末日までに別に定める使用計画書を演奏芸術センター長に提出するものとする。

2 演奏芸術センター長は、前項により提出された使用計画書に基づき、年間使用計画を作成するものとする。

(協約書の締結)

第6条 第3条第1項第3号により使用する場合には、必要事項について、別途協約書を締結するものとする。

(一時使用の申請)

第7条 第3条第2項の規定により奏楽堂を一時使用する場合は、原則として使用日の1年前までに、奏楽堂使用申請書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。

(一時使用の許可)

第8条 学長は、前条の申請があったときは、その使用目的を審査し、相当と認めるものについて必要な条件を付して許可するものとする。

2 前項の規定により使用許可したときは、奏楽堂使用許可書（別紙様式2）を交付する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、奏楽堂の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前日に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年1月12日から施行する。

## 別紙様式1

## 東京藝術大学奏楽堂使用許可申請書

東京藝術大学長 殿		(元号) 年 月 日
(申請者) 住所		
団体等名		
役職氏名		印
下記により奏楽堂を使用したいので許可下さるよう申請いたします。 なお、許可の上は、使用許可書に付せられた条件を遵守します。		
1	使用施設	東京藝術大学奏楽堂 ホール 楽屋(NO. )
2	使用月日	自 年 月 日( ) 時～ 時 至 年 月 日( ) 時～ 時 ( 全日 午前 午後 夜間 )
3	使用目的	(具体的に記入すること)
4	集合人員	人 公開 非公開
5	入場料	有料( 円) 無料
6	主催・共催等	
7	使用責任者 役職・氏名	連絡先
8	使用設備・備品	
その他必要事項		(企画書等を添付すること)

## 東京藝術大学奏楽堂使用許可書

(元号) 年 月 日			
殿			
東京藝術大学長			
年 月 日付け申請のあった奏楽堂の使用について、東京藝術大学 奏楽堂使用規則第8条の規定に基づき、下記の条件並びに付帯条件を付して 許可します。			
1	使用施設名	東京藝術大学奏楽堂  ホール 楽屋(NO. )	
2	使用設備・備品		
3	使用月日	自 年 月 日( ) 時～ 時 至 年 月 日( ) 時～ 時 ( 全日 午前 午後 夜間 )	
4	使用目的		
5	使用料 (内消費税等相当額)	建物使用料	設備・備品 使用料
		円 ( )	円 ( )
		合計額 円 ( )	
6	納入期限	本学歳入徴収官が別途発行する納入告知書により指定 期日までに納入すること。 (納入告知書は 年 月 旬頃発行予定)	
7	その他		

付帯条件

(目的外使用の禁止)

第1条 使用者は、使用目的以外に使用してはならない。

(施設等保全義務)

第2条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第3項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(災害対策等)

第3条 使用者は、火災その他の災害対策及び入場者等の安全管理に十分配慮するものとし、消火・避難誘導等については、本学と予め打ち合わせを行うこと。

2 使用者は、入場者の受付及び会場整理を責任を持って行うとともに、入場者等が奏楽堂以外の建物や奏楽堂内の許可されていない場所に立入らないよう警備すること。

(原状変更)

第4条 使用者は、使用施設に特別の工作をし、又は原状を変更してはならない。

ただし、学長の許可を得た場合は、この限りではない。

(使用権利の譲渡等の禁止)

第5条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し)

第6条 学長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることがある。

(1) 本学において使用する必要が生じたとき

(2) 使用者が許可条件に違反したとき

2 前項の規定により使用許可を取消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害が生じることがあっても、本学はその責めを負わない。

(使用の取止め及び変更)

第7条 使用者は、使用を取止める場合又は申請内容に変更がある場合は、直ちに学長に申し出て、その承認を得なければならない。使用の取止め及び申請内容の変更の申し出の期限は使用日の1ヶ月前までとし、使用日時の変更は原則として認めない。

(使用料の返付)

第8条 既に納付した使用料は、返付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

(1) 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき

(2) 本学において使用する必要が生じたことにより、使用許可を取り消し、又は使用を中止させたとき

(原状回復)

第9条 使用者は、使用を終わったとき又は使用許可を取消され若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、本学の係員の立ち会いによって返還しなければならない。

(損害賠償)

策10条 使用者は、使用施設及び設備・備品等を破損若しくは滅失した場合又はこの許可条件に定める義務を履行しないことにより損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(係員の入室等)

第11条 使用者は、本学の係員が維持管理等のために行う指示及び立ち入りを拒むことができない。

別紙様式3

東京藝術大学奏楽堂使用許可書

(教員学生教育研究用)

(元号) 年 月 日		
殿		
東京藝術大学長		
年 月 日付け申請のあった奏楽堂の使用について、東京藝術大学奏楽堂使用規則第8条の規定に基づき、下記の条件並びに付帯条件を付して許可します。		
1	使用施設名	東京藝術大学奏楽堂 ホール 楽屋(NO. )
2	使用設備・備品	
3	使用月日	自 年 月 日( ) 時～ 時 至 年 月 日( ) 時～ 時
4	使用目的	
5	その他	

付帯条件

(目的外使用の禁止)

第1条 使用者は、使用目的以外に使用してはならない。

(施設等保全義務)

第2条 使用者は、施設等を責任をもって維持保存しなければならない。

(災害対策等)

第3条 使用者は、火災その他の災害対策及び入場者等の安全管理に十分配慮するものとし、消火・避難誘導等について本学と予め打ち合わせを行うこと。

2 使用者は、入場者の受付及び会場整理を責任を持って行うとともに、入場者等が奏楽堂以外の建物や奏楽堂内の許可されていない場所に立入らないよう警備すること。

(原状変更)

第4条 使用者は、使用施設に特別の工作をし、又は原状を変更してはならない。ただし、学長の許可を得た場合は、この限りではない。

(使用権利の譲渡等の禁止)

第5条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し)

第6条 学長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることがある。

(1) 本学において使用する必要が生じたとき

(2) 使用者が許可条件に違反したとき

2 前項の規定により使用許可を取消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害が生じることがあっても、本学はその責めを負わない。

(使用の取止め及び変更)

第7条 使用者は、使用を取止める場合又は申請内容に変更がある場合は、直ちに学長に申し出て、その承認を得なければならない。使用の取止め及び申請内容の変更の申し出の期限は使用日の1ヶ月前までとし、使用日時の変更は原則として認めない。

(原状回復)

第8条 使用者は、使用を終わったとき又は使用許可を取消され若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、本学の係員の立ち会いによって返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、使用施設及び設備・備品等を破損若しくは滅失した場合又はこの許可条件に定める義務を履行しないことにより損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(係員の入室等)

第10条 使用者は、本学の係員が維持管理等のために行う指示及び立ち入りを拒むことができない。